

東京銀行協会 御中

関東財務局 東京財務事務所
日本銀行 考査局

三宅島異変に伴う金融上の措置について（要請）

今般の三宅島異変に伴い、状況に応じ以下の金融上の措置等を適切に講ずることを要請する。

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者等の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

(2) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- ① 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した等の預貯金者については、り災証明書等の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者等の預貯金払戻の利便を図ること。
- ② 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の適宜の措置を講ずること。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

(4) 汚損銀行券に関する措置

災害による汚損銀行券は災害被災者等の要請に応じ、随時引換えすること。

平成12年7月19日

東京銀行協会 御中

関東財務局 東京財務事務所
日本銀行 考査局

新島近海地震に伴う金融上の措置について（要請）

先般、三宅島の異変等に伴い、状況に応じ金融上の措置等を適切に講ずることを要請したところであるが、新島近海地震による災害に関し、新島村に災害救助法が適用されたので、引き続き適切な措置について要請する。

平成12年7月4日

東京銀行協会 御中

関東財務局 東京財務事務所
日本銀行 考査局

神津島近海地震に伴う金融上の措置について（要請）

先般、三宅島の異変に伴い、状況に応じ金融上の措置等を適切に講ずることを要請したところであるが、神津島近海地震による災害に関し、神津島村に災害救助法が適用されたので、引き続き適切な措置について要請する。

埼玉県銀行協会 御中

関東財務局

日本銀行 考査局

埼玉県与野市の台風3号による大雨被害に伴う金融上の措置について（要請）

今般の台風3号による大雨被害に伴い、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずることを要請する。

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者等の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

(2) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

① 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した等の預貯金者については、リ災証明書等の呈示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者等の預貯金払戻の利便を図ること。

② 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の適宜の措置を講ずること。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

(4) 汚損銀行券に関する措置

災害による汚損銀行券は災害被災者等の要請に応じ、随時引換えすること。

名古屋銀行協会 会長 殿

大蔵省東海財務局長
日本銀行名古屋支店長

内村 広志
武藤 英二

今回の豪雨災害により災害救助法が適用された愛知県内の地域の被災者に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずることを要請する。

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者等の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

(2) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

- 1) 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した等の預貯金者については、り災証明書の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者等の預貯金払戻の利便を図ること。
- 2) 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に应ずる等の適宜の措置を講ずること。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

(4) 汚損銀行券に関する措置

災害による汚損銀行券は災害被災者等の要請に応じ、随時引換えすること。

大蔵省東海財務局理財部金融監督第1課

電話 052-951-1771

日本銀行名古屋支店営業課

電話 052-222-2007

以 上

平成12年9月14日

岐阜銀行協会 会長 殿

東海財務局岐阜財務事務所長 坂井 頌平
日本銀行名古屋支店長 武藤 英二

今回の豪雨災害により災害救助法が適用された岐阜県内の地域の被災者に対し、状況に応じ以下の金融上の措置を適切に講ずることを要請する。

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等災害被災者等の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずること。

(2) 預金の払戻及び中途解約に関する措置

- 1) 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した等の預金者については、り災証明書等の提示あるいはその他実情に即する簡易な確認方法をもって災害被災者等の預金払戻の利便を図ること。
- 2) 事情やむを得ないと認められる災害被災者等に対して、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預金等を担保とする貸出に依する等の適宜の措置を講ずること。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること。

また、窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行う等災害被災者の便宜を考慮した措置を講ずること。

(4) 汚損銀行券に関する措置

災害による汚損銀行券は災害被災者等の要請に応じ、随時引換えすること。

東海財務局岐阜財務事務所理財課

電話 058-247-4112

日本銀行名古屋支店営業課

電話 052-222-2007

以上

鳥取県銀行協会会長 殿

大蔵省中国財務局鳥取財務事務所長
木元増蔵

日本銀行松江支店長
前田純一

災害救助法適用地域の被災者への対応について

今回の「平成12年鳥取県西部地震」により災害救助法が適用された下記1記載の地域の被災者に対し、下記2のとおり便宜措置を実施するよう協会員に周知願います。

なお、今後「平成12年鳥取県西部地震」による災害救助法適用地域が追加された場合も同様に措置願います。

記

1. 災害救助法適用地域

米子市、西伯郡西伯町、日野郡日野町

2. 被災者への便宜措置

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻に
 応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金の期限前払戻に
 応ずること。
 また、これを担保とする貸付にも応ずること。
- (4) 「平成12年鳥取県西部地震」の災害による障害のため、支払期日が経過
 した手形について関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立てができること
 とすること。
- (5) 汚れた紙幣の引換えに
 応ずること。
- (6) 国債を紛失した場合の相談に
 応ずること。
- (7) (1)～(6)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。

平成12年10月11日

島根県銀行協会会長 殿

大蔵省中国財務局松江財務事務所長
森 慶 信

日本銀行松江支店長
前田 純 一

災害救助法適用地域の被災者への対応について

今回の「平成12年鳥取県西部地震」により災害救助法が適用された下記1記載の地域の被災者に対し、下記2のとおり便宜措置を実施するよう協会員に周知願います。

なお、今後「平成12年鳥取県西部地震」による災害救助法適用地域が追加された場合も同様に措置願います。

記

1. 災害救助法適用地域

安来市、能義郡伯太町

2. 被災者への便宜措置

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも預金者であることを確認して払戻に応ずること。
- (2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
- (3) 事情によっては、定期預金、定期積金の期限前払戻に応ずること。
また、これを担保とする貸付にも応ずること。
- (4) 「平成12年鳥取県西部地震」の災害による障害のため、支払期日が経過した手形について関係金融機関と適宜話し合いのうえ取立てができることとする。
- (5) 汚れた紙幣の引換えに応ずること。
- (6) 国債を紛失した場合の相談に応ずること。
- (7) (1)～(6)にかかる措置について実施店舗にて店頭掲示を行うこと。